

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療に係る大阪府の対応について

日頃から、本府保健医療行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本府では 1 日あたりの新規陽性者数が約 1 万人に迫り、過去に類をみない感染規模となっており、陽性率が 1 週間平均でも 25%を超過するなど、市中に感染がまん延し、診療、検査に負荷がかかっている状況です。

この状況を踏まえ、令和 4 年 1 月 25 日付け感企第 4301 号「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」においてお知らせした内容について、当面の対応を別添 1 のとおりとしますので、改めてお知らせします。

また、オミクロン株感染まん延を踏まえた保健所業務について、別添 2 のとおり「感染まん延期」に移行しましたので、併せてお知らせします。

つきましては、下記の内容をご了知の上、貴会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

＜新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について＞

1. 受診者自らが検査した抗原定性検査キット等で陽性となった場合の対応

有症状の方が、抗原定性検査キット等で自ら検査し陽性となったことから受診された際は、早期治療が必要と考えられる場合など、医師の判断で再度の検査を行うことなく、受診者が提示する検査結果を用いて確定診断を行うことも可能です。

なお、この場合において、以下の内容にも留意して診断を行ってください。

○体外診断用医薬品で検査されたものであること

○適切に検査された結果であること。

（例）抗原定性検査キットの場合は、当該キットの規定の判定時間で判定されたか

【受診者が提示する検査結果として想定されるもの】

- ・スマートフォン等を用いて撮影した自ら検査した抗原定性検査キットの画像
- ・無料検査事業等で受検した際の検査結果通知（PCR検査、抗原定性検査など）

2. 同居家族などの陽性者の濃厚接触者が有症状である場合の対応変更

陽性者と同居家族など濃厚接触の可能性のある方が有症状の場合には、医師の診断により、検査を行わず臨床症状で疑似症患者として診断することが可能です。

なお、疑似症患者の場合には、入院を要すると認められる場合に限り、感染症法第 12 条第 1 項に基づく医師の届出を行うこととされていますが、本対応として、疑似症患者と診断した場合には、当該届出が必要ですので、ご留意願います。疑似症患者と診断された場合は患者と同様に医療費は公費負担となることを申し添えます。

## ＜オミクロン株感染まん延期を踏まえた対応について（感染まん延期）＞

（令和 4 年 1 月 31 日開始）

### 1. 保健所のファーストタッチの対象を 40 歳以上に重点化

感染まん延期における府の方針として、39 歳以下は自宅療養を基本とし、必要な情報を SMS で周知するため、保健所からの連絡は致しませんので、ご承知おきいただき、陽性者の方にもその旨、説明とともに、府ホームページ「39 歳以下専用ページ」をご案内ください。

ただし、重症化リスク要因がある場合は保健所から確認をし、療養を決定いたしますので、リスクがある場合には発生届に必ず記入をお願いします。

### 2. 発生届の入力体制の効率化・強化

保健所業務の重点化に伴い、正確かつ迅速な発生届の提出が重要になってきており、改めて次のご協力をお願いします。

①HER-SYS を導入されていない医療機関におかれましては、積極的に導入をお願いします。

②発生届の記載については、特に氏名フリガナ、所在地（現に居住している場所）、電話番号、症状、生年月日、診断年月日、ワクチン接種歴、重症化リスク、重症度など漏れが生じないようお願いします。

③HER-SYS の導入が困難な場合、速やかに保健所が代行入力できるよう、新型コロナウイルス感染症の FAX での届出については、②を全て記入の上、黒塗り等のマスキングをせず、送信くださいますようお願いします。

個人情報に記載されていますので、送信時は保健所の FAX 番号を登録するなど、誤送信のないようくれぐれもご注意ください。

### 3. 濃厚接触者特定・検査の重点化

陽性者と濃厚接触の可能性のある方が無症状の場合、感染まん延期における府の方針として、検査を実施せず、自宅待機を要請することとしています。

つきましては、外来診療にあたっては、有症状の方や無料検査事業で陽性の判定となった方を優先して診療をお願いします。

なお、無料検査事業で陽性の判定となった方について、PCR 検査等の核酸検出法又は抗原定量検査で陽性判定の場合はそのまま診断してください。

一方、抗原定性検査で陽性判定の場合は、無料検査事業は無症状者に対する検査であることから診断に用いることは出来ないため、再度、PCR 検査等を実施の上、確定診断をお願いします。

#### 【参考ホームページ】

- ・大阪府「令和 3 年度感染症法関係通知」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa3nentuti.html>

